

藤沢市手数料条例の一部改正について  
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第5の4の表1の項中「300円」を「400円」に改める。

別表第5の6の表2の項中「又は法第3条の3第1項」を「、法第3条の3第1項又は法第3条の4第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例中別表第5の6の表の改正規定は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から、別表第5の4の表の改正規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市手数料条例別表第5の4の表は令和6年4月1日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、旅館業法の一部が改正されたことに伴い、事業譲渡による営業者の地位の承継の承認に対する審査手数料を新たに設け、並びに埋葬及び

火葬証明手数料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要がある。